

## 第8回 静岡市清水庁舎整備検討委員会 次第

日 時 令和5年3月10日（金）15時00分～17時00分

場 所 江尻生涯学習交流館 3階 集会室

### 1 開 会

### 2 報告事項

(1) 前回意見の整理

資料1

(2) 第7回委員意見に対する市の考え方

資料2

### 3 議事

(1) 導入機能の整理

資料3

(2) 階層構成・事業手法に関する想定

資料4

(3) 清水庁舎改修の基準となる考え方

資料5

### 4 閉 会

---

## 資料 1 : 報告資料

### 2 (1) 前回意見の整理

## 1-1 第7回委員会意見の整理

分類	意見の概要
導入機能	<p>【窓口機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続きのデジタル化も進めながら、対面での行政手続きが必要な人へも配慮が必要である。(関委員)</li> </ul>
	<p>【執務環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空調や照明の設備が更新されておらず、現在は職員にとっても来庁者にとっても執務環境が悪い状況である。(関委員)</li> <li>コラボスペース等は、清水区役所の職員の働き方へのどの程度適合しているのか見極めるべき。行政の業務上、指揮系統に沿ったもののほうがよい。また、窓口に来た人が担当者の居場所がわかりづらくなるのも問題である。(牛場委員)</li> <li>改修工事に合わせて、働き方や公共サービスのあり方そのものを問い直し、執務室のあり方やフリーアドレスの要否も含めて、あり方に応じた規模やレイアウトを検討することが必要。また、現市役所内でも、実態が伴っていないフリーアドレスの運用も見られるため、運用も含めて行政内部で議論し、ふさわしいオフィス環境を整えてもらいたい。(恒川委員長)</li> <li>清水庁舎の職員数は約1千人程度で、庁舎面積が約2万㎡であれば、一人当たり20㎡程度になる。(民間オフィスと庁舎では必要諸室が異なるため、単純に比較はできないが)民間オフィスの場合一人当たり10㎡程度以下のため、オフィスとしては十分に広い。さらにデジタル化によって、ゆとりが大きくなるため、今よりも小さくなることはない。一方で、各部門がどの程度面積を利用するかは検討する必要がある。(恒川委員長)</li> </ul>
	<p>【防災拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現庁舎は津波浸水エリアの中にあるため、庁舎の災害後の役割において平時業務を含むBCPの考えは不要かもしれない。津波を受けた後、周辺に深刻な被害が残る状況で、ここで区役所の通常業務を行うのは効率的ではない。(加藤委員)</li> </ul>
	<p>【まちづくり拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(新庁舎を建設する計画ではなくなったことから)まちづくり拠点の優先順位として、現位置では市民や人と人のつながりの方が重視されるべき項目である。(黒瀬委員)</li> <li>喫茶・売店の運営主体が民間であれば、様々な検討ができるようになる。(牛場委員)</li> <li>焼津市役所のように展望のよい食堂などができるとよい。(石垣委員)</li> </ul>
	<p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>導入機能の整理では、網羅的になっているため優先順位をつけるべき。今後、庁舎の機能として窓口を検討する際、各窓口部門の課題やニーズ、業務プロセスの向上を通じたサービスの向上などのステップの中で、優先順位をつけられる。(小豆川委員)</li> <li>改修で新築並みの機能を求めると、新築よりコストが高くなることも十分にあるため、コストについては上限を設定する必要がある。理想はあるが、20年程度の使用を前提とした改修ということで、全ては実現できない。(加藤委員)</li> </ul>

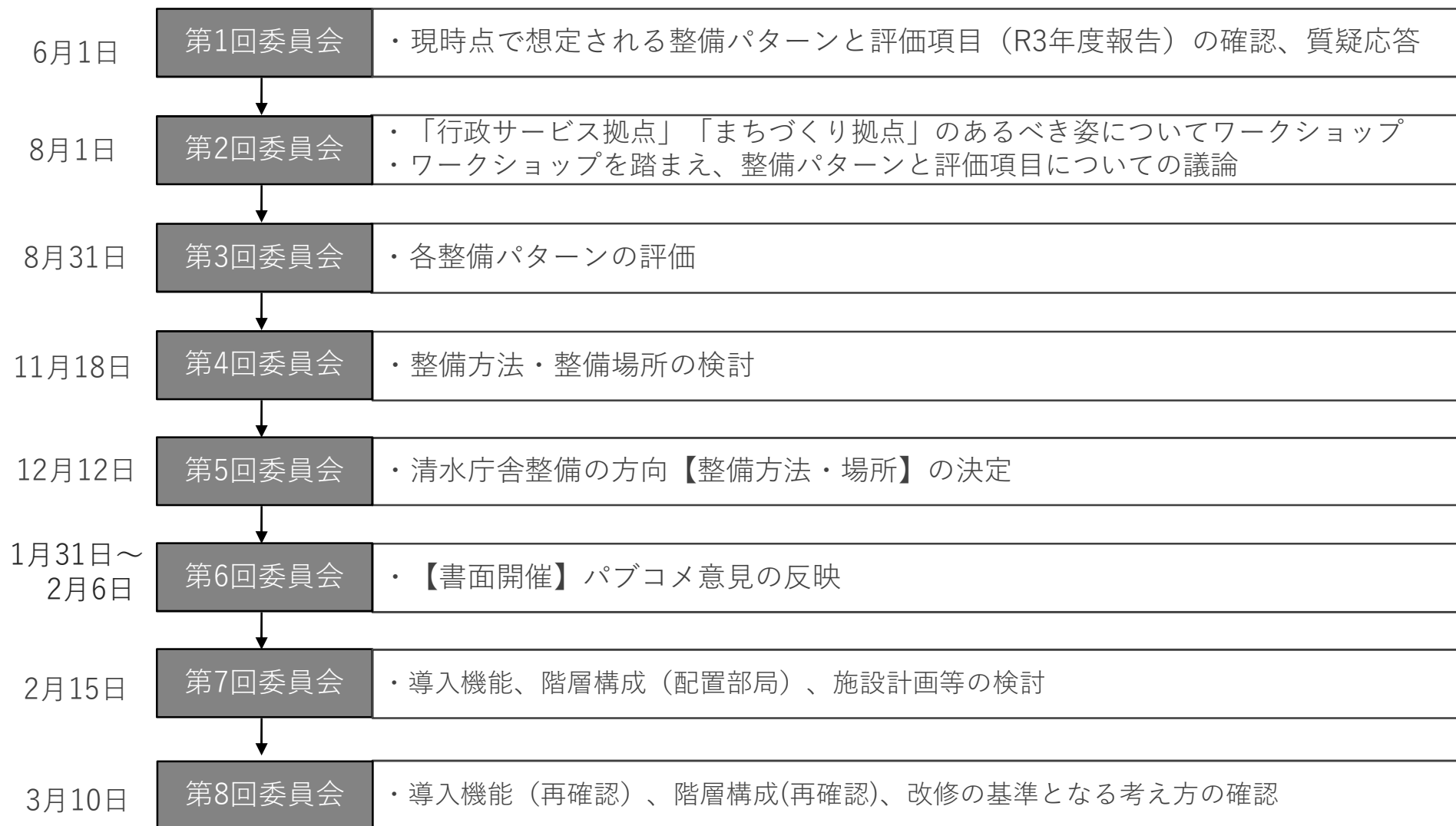
## 1-2 第7回委員会意見の整理

分類	意見の概要	備考
階層構成	<p><b>【窓口、機械室の配置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 津波の可能性が高い1階に身体が不自由な人向けの窓口を残すかどうかといった議論は、第三次診断を経なくてもできる。(黒瀬委員)</li> <li>□ 2階以上で窓口をとれるのであれば、同じく機械室も地下に配置しないほうがよい。 ただし、2階へ行くのに不自由な方もいるため、エスカレーターを作ることがよい。エスカレーター設置に費用がいくらかかるのかを踏まえて検討ができればよい。(田宮委員)</li> <li>□ 2階に区役所機能を持っていく方がよい。災害や津波の被害が起きるリスクは避けたほうがよい。 エスカレーター設置のコストは、設置有無の比較検討を行ってもよい。(石垣委員)</li> <li>□ 地上部分を1m程度高くて、窓口業務ができる中二階をつくることも想定される。(堀川委員)</li> <li>□ 機械室は重要な部分のため、地下には置かないで上層階に持って行った方がよい。(堀川委員)</li> <li>□ 機械室については、災害等の浸水に備えたものとして機能が果たせるかどうか考え、少しでも不安があれば上層階に持っていく必要がある。(石垣委員)</li> <li>□ 機械室をふれあいホールに持っていくことだけはやめてほしい。(堀川委員)</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 災害時に市民の方が1、2日過ごせるような場所を確保するため、減築はあり得ない。(石垣委員)</li> <li>□ 1階部分の対津波性能として1階をピロティ形式にせず構造壁形式にすることで問題ないかという点については、最終的には第三次診断の結果で判断するものである。前の計画でピロティであったためピロティにするというわけでもなく、現時点で構造壁形式にすることも決める必要はない。(恒川委員長)</li> <li>□ 3年後の令和7年度までに行政サービスがデジタル化されるが、改修工事への着手が令和9年予定であれば、デジタル化の方針検討と同時並行で、部署の配置や階層構成を考慮することができる。(堀川委員)</li> </ul>	

## 1-3 第7回委員会意見の整理

分類	意見の概要	備考
清水庁舎 以外の機能	<p>【行政サービスのデジタル化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 清水区の一つの特徴である生涯学習交流館で証明書の発行ができるようになれば、庁舎のスリム化が図れる。(石垣委員)</li> <li>□ 負担軽減に配慮し利用しやすい窓口と同時に、庁舎に来なくてもできることを増やすことを市の大きな方針として持ってほしい。(黒瀬委員)</li> </ul> <p>【防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 防災対策は清水庁舎への対策だけでは不十分であり、浸水リスクが低いところにバックアップ機能があることがよい。バックアップ機能があるところに業務を円滑に移行できることや、バックアップ機能からどうやって浸水したエリアにサービスを上げられるかが重要。(黒瀬委員)</li> <li>□ 区役所が水害や地震の防災拠点や災害対策本部の機能を果たせるようにすべき。(石垣委員)</li> </ul>	
市への 確認事項	<p>【導入機能の特徴付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 行政サービス拠点や防災拠点、まちづくり拠点とあるが、このコンセプトのもとに、各機能において目玉をつくり、方針をまとめ、優先順位をつけて特徴を抽出するとよい。(小豆川委員)</li> </ul> <p>【減築する場合の組織配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 区民対応がある部門は庁舎に残す必要がある。 一方で、区民対応の無い部署が近隣のビルに移動しても業務上の問題はない。ただし、検討委員会で決めづらいことでもあり、市からこの部門であれば近隣ビルでも問題ないと提案してほしい。優先順位として、区役所の中でも保健所や市税事務所など区民が頻繁にくる事務所は区役所に残した方がよい(黒瀬委員)</li> </ul> <p>【建築設備の配置・更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築設備の配置や更新は、改修の費用や庁舎の防災性能の検討に大きな影響を与えることが予想される。来年度、耐震性能の第三次診断と併せて、可能な範囲で建築設備の配置や更新についても調査を検討いただけないか。(黒瀬委員)</li> </ul>	

## 2 清水庁舎整備検討委員会の検討経過



※ 現時点での想定する検討スケジュールであり、今後、委員のみなさまの意見等により変更する可能性があります。

---

## 資料 2 : 報告資料

### 2 (2) 第 7 回 委員意見に対する市の考え方

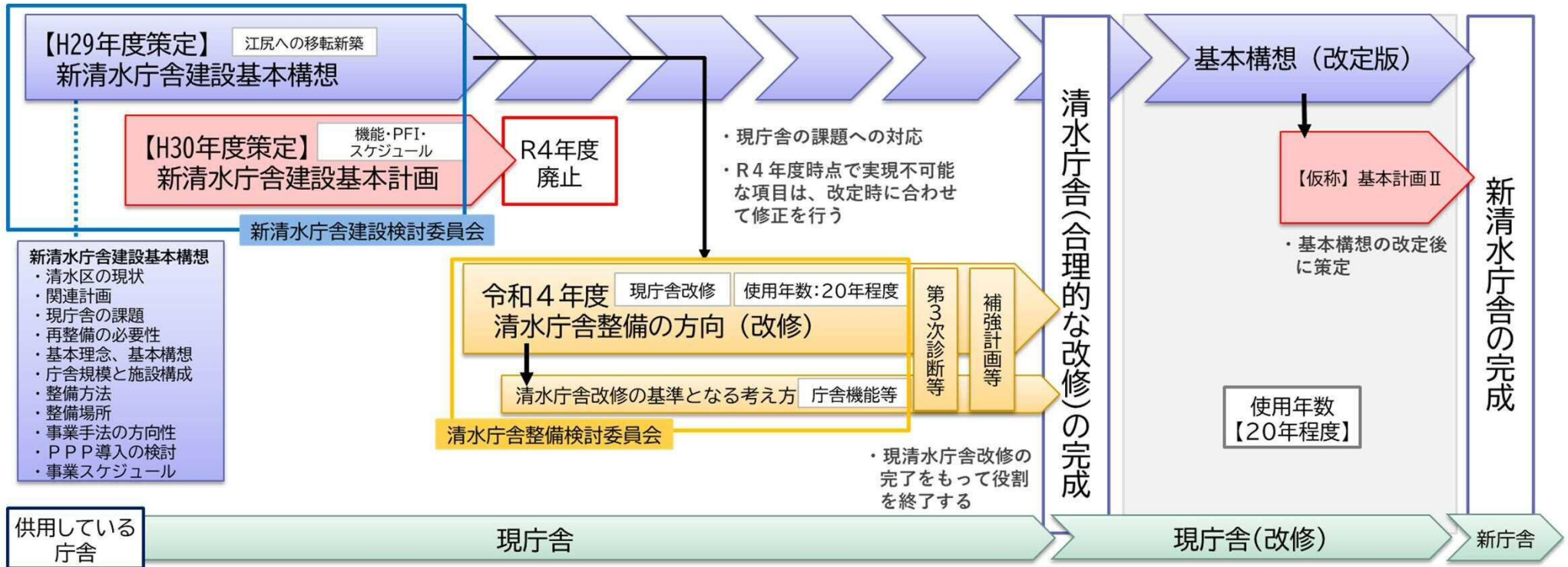
# 1 第7回 委員意見に対する市の考え方

## 資料2

第7回での委員会意見（項目）	市の考え方
<u>この委員会の最終的な意見の取りまとめはどのような形になるのか</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料2】2頁</li> </ul>
<u>地下階への機械室の配置</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料4】</li> </ul>
<u>1階へ配置する庁舎機能</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料4】</li> </ul>
<u>窓口手続きのオンライン化</u> について市として方針を持ってもらいたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、本市では、汎用電子申請システムの導入や申請管理システムの構築など、オンライン手続きを可能とするための環境整備を進めていますが、具体的なオンライン手続きの拡大には至っておりません</li> <li>・「静岡市デジタル推進プラン」では、「2030年の目指す姿」として「オンラインで完結する行政サービスの実現」を掲げており、効果が高い手続きから順次、電子申請によるオンライン化を図っていきます</li> </ul>
<u>行政におけるフリーアドレス等のABW導入</u> については、業務内容を踏まえて、執務環境を考える必要がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーアドレス等の導入については、行政サービスの効率性を損なうことのないよう検討してまいります</li> </ul>
<u>減築の判断</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次診断等の結果により、本委員会の考え方を踏まえ、合理的な改修方法を判断します</li> </ul>
<u>ふれあいホールの取扱い</u>	
<u>減築した場合の組織配置の考え方</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料2】5頁</li> </ul>
<u>清水庁舎を避難所の一つにすること</u> について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時、清水庁舎には、津波避難ビルとして緊急的に周辺住民の命を守るとともに、災害対応の拠点としての活動や、行政機能を早期に復旧させることが求められます</li> <li>・庁舎に被災者を受け入れた場合、これらの役割遂行に支障が生じることから、現時点では庁舎を避難所に指定する考えはありません</li> </ul>
<u>建築設備の配置や更新</u> は、改修の検討に影響を与えるため、来年度、可能な範囲で調査を行えないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いたご意見のとおり、できるところから調査を実施いたします</li> </ul>



## 2-1 清水庁舎整備検討委員会の検討成果の位置づけ



当資料では本頁以降、下記の表現を用いるものとする  
 「基本構想」…「新清水庁舎建設基本構想」(H29策定)  
 「基本計画」…「新清水庁舎建設基本計画」(H30策定)

## 2-2 清水庁舎整備に係る行政計画の取扱い

### 清水庁舎整備に係る行政計画

- ・ 当面の対応である「令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）」と中長期的な考え方である「基本構想」の 2計画をもって清水庁舎の整備に関する行政計画とする

### 基本構想を変更しない理由

- ・ 「基本構想」はJR清水駅中心にまちを形成するコンパクトシティ、シビックコアの考えが軸にあり、都心全体が津波浸水想定区域であることを前提に「攻めの防災」の考えを示している。そのため「基本構想」は引き続き、清水のまちづくりにおける庁舎整備の中長期的な考えとして、当面はそのまま保持するものとする
- ・ 基本構想に記載の「建設場所（清水駅東口公園）」「事業スケジュール」は現時点で実現不可能であるため、当該項目の適用(実施)は行わない
- ・ 現清水庁舎を改修した後に、使用年数(20年程度)経過後のまちづくり方針と整合性をとり、上記の実施不可能な項目と併せ、基本構想を改定する

### 基本計画の廃止理由

- ・ 令和4年度清水庁舎整備の方向（改修）を2月13日の経営会議で決定した。そのため、清水駅東口公園での新築を前提とした庁舎機能等を定めた基本計画は、改修で実現できる項目と異なる
- ・ 想定される次の新築時（20～30年後）には、デジタル化の進展等社会生活が大きく変わっていることが考えられるため、基本計画に記載されている機能や考え方に対し、新たな技術や知見が生じていると想定される
- ・ 今後、令和5年度の第3次診断等の結果を踏まえ、合理的な改修を行うための補強計画等を別途策定する

## 2-3 仮に減築した場合の組織配置の考え方

## 【令和3年度時点】

職員人数	職員数 人	執務室面積 m <sup>2</sup>
区役所部門	292	2,105
事務所部門	248	2,194
本庁部門	489	3,449
<b>合計</b>	<b>1,029</b>	<b>7,748</b>

## 区役所部門

- ・ 戸籍住民課
- ・ 保険年金課
- ・ 障害者支援課
- ・ 子育て支援課
- ・ 高齢介護課
- ・ 清水会計課
- ・ 生活支援課
- ・ 地域総務課
- ・ 地域振興室  
(自治会事務局)

## 事務所部門

- ・ 保健所清水支所
- ・ 動物指導センター
- ・ 住宅政策課  
清水分室
- ・ 清水市税事務所
- ・ 都市計画事務所
- ・ 生活安心安全課  
消費生活センター
- ・ 市民相談室
- ・ 水道事務所
- ・ 下水道事務所

## 本庁部門

- < 経済局 >
- ・ 海洋文化都市政策課
- ・ 産業政策課
- ・ 産業振興課
- ・ 商業労政課
- ・ 農業政策課
- ・ 農地整備課
- ・ 治山林道課
- ・ 水産漁港課
- < 子ども未来局 >
- ・ 子ども未来課
- ・ 青少年育成課
- ・ 幼保支援課
- ・ こども園課
- ・ 子ども家庭課
- < 教育委員会 >
- ・ 学校給食課
- ・ 教職員課
- ・ 教育総務課
- ・ 教育施設課
- ・ 学校教育課
- ・ 児童生徒支援課

## 清水庁舎に残す必要がある機能

- ・ 市民対応がある部門
  - ▶ 区役所部門
  - ▶ 事務所部門の一部（清水市税事務所、消費生活センター、市民相談室、保健所清水支所等）

- ・ 減築の必要が生じた場合に、比較的市民対応が少ない事務所部門と本庁部門のうちの一部を、まずは、清水エリア内で分散する
- ・ 分散する部署は、必要な減築面積を踏まえ、分散時の業務効率性やまちに与える影響などから、メリットとデメリットを整理して判断する

## 【参考】令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）

## 整備の方向

1：清水のまちづくりの状況を踏まえて、現在の清水庁舎を改修する

2：改修後の耐用年数は20年以上を最低条件とし、第3次診断等の結果を踏まえ、清水庁舎に必要な機能・性能を満たす合理的な改修内容を判断して整備する

## 必要条件（ハード整備に係る項目）

## ■ 災害時の防災拠点としての庁舎機能（耐震性能など）の確保

- ・最大クラスの地震や津波に耐えられる建物であること（耐震性能ランクをⅠaとする）
- ・災害後も防災拠点として業務継続が可能であること
- ・民生支援（災害救助法適用後の罹災証明・各種支援など）で、中心的な役割を果たせること

## 整備において満たすべき項目 &lt;詳細は令和5年度以降に行う第3次診断等の結果を踏まえて決定する&gt;

## ■ 床面積

- ・床面積は、減築によるコストの抑制効果、工事期間中の行政サービスへの影響、改修後の清水庁舎に必要な機能・性能の確保の観点から、合理的な判断をする
- ・本庁組織は供用開始時も清水エリアへ配置することを前提に、減築によって必要面積が不足する場合は、周辺の公共施設やまちなかの民間施設を活用する

## ■ 庁舎の耐用年数

- ・耐用年数は20年以上を最低条件として、改修後の清水庁舎に必要な機能・性能を確保する・将来的に、清水庁舎は現計画で目指していた江尻エリアへの移転が望ましく、改修後の使用年数は20年程度を基軸に設定する

耐用年数…建物全体が使用に耐えうる期間

使用年数…建物を使用する期間

※ 第3次診断等の実施後も、本委員会の考え方を踏まえ、事業を進める

5 ※ 第3次診断等の結果により、本委員会での検討の前提が否定された場合は再度検討を行う

---

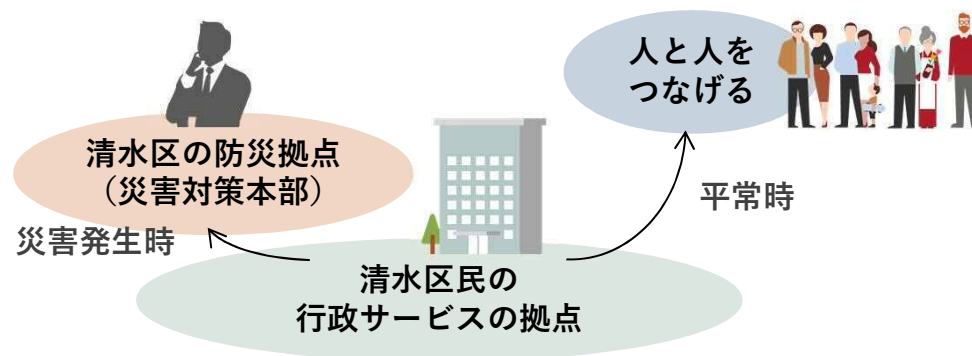
## 資料 3 : 議事資料

### 3 (1) 導入機能の整理

第6回検討委員会で決定した「令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）」により、整備の方向は現庁舎の改修となった。今後、より詳細な耐震性能を調べる第3次診断等を行い、その結果を踏まえて改修の詳細を判断する際には、「令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）」で示した考え方を達成した上で、「清水庁舎改修の基準となる考え方」に拠って、合理的な改修内容を決定する。

# 1 改修後の清水庁舎への導入機能

- 改修後の清水庁舎は、清水区民の行政サービスの拠点として、来庁者にとっても職員にとっても快適な庁舎として機能するとともに、地域の憩いの場としても使用される。
- 災害発生時には、周辺地域の「津波避難ビル」としての役割を果たすとともに区の災害対策本部として清水区の防災拠点となる。



	導入機能	導入方針	庁舎整備（改修）のポイント：優先課題
行政サービス	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ユニバーサルデザインに配慮にします</li> <li>■誰もが不便なく利用できる諸室を目指します</li> <li>■誰もが利用しやすい駐車場環境に配慮します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■整備コストの抑制を念頭に、特に利用者の多い窓口フロア等において、ユニバーサルデザインや多様な人々の利用しやすさに最大限の配慮を行う</li> </ul>
	分かりやすく手続きしやすい 利用しやすい窓口機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手続きの円滑化により利用しやすい窓口フロアとします</li> <li>■安全安心に配慮します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■行政サービスのデジタル化と市民ニーズの変化、それに応じた庁舎の役割の変化（手続きのための場所から相談・交流へ）から、市民が快適かつ安心して利用できる窓口フロアへ更新する</li> </ul>
	機能的かつ効率的な庁舎機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務効率を高めるオフィス環境を確保します</li> <li>■効率的に機能し続ける庁舎とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■清水庁舎の職員が快適かつ効率的に働ける環境へ更新する（老朽化した設備等の更新を最優先）</li> </ul>
防災	災害に強い建物構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>■耐震性能を有した庁舎とします</li> <li>■対津波性能を有した庁舎とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害時の防災拠点としての庁舎機能（耐震性能など）の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大クラスの地震や津波に耐えられる建物(耐震性能ランクをI a)</li> <li>・災害後も防災拠点として業務継続が可能</li> <li>・民生支援（災害救助法適用後の罹災証明・各種支援など）で、中心的な役割を果たせる</li> </ul> </li> </ul>
	災害時の業務継続機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■区災害対策本部機能を確保します</li> </ul>	
	周辺滞留者の生命を守る緊急避難機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺滞留者の生命を守る津波避難ビルとします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■津波避難ビルとしての役割を果たす機能を確保する</li> </ul>
まちづくり	人と人をつなげる機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民の交流・活動の場を設けます</li> <li>■「清水」を感じさせる情報発信拠点とします</li> <li>■「清水はいいねえ。」と思える空間づくりをします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■余剰スペースを活用して、市民利用のための会議室や多目的スペース等を積極的に導入する</li> </ul>

## 2-1 ユニバーサルデザイン

### 庁舎整備(改修)の方向

#### 1. ユニバーサルデザインを導入に配慮します

- バリアフリーを導入に配慮し、障がいのある方、高齢者、お子様連れの方など、誰もが移動しやすいゆとりある通路や配置にします環境を目指します。
- 「多言語表記」、「ピクトグラム（絵文字）」、「色での誘導」、「大きく見やすい案内板」など、わかりやすいサイン計画とします。
- ベビーカー利用者や車いす利用者等、誰もが利用しやすい環境を整備します目指します。

#### 2. 誰もが不便なく利用できる諸室を整備します目指します

- 窓口業務のあるフロアには原則として多目的トイレ、授乳室、キッズコーナー等を整備配置し、快適な庁舎環境を確保します。
- 多様性に配慮し、様々な人々が心地よく利用できる設備を整備します環境を目指します。

#### 3. 誰もが利用しやすい駐車場環境を整備しますに配慮します

- 車いす利用者や歩行困難な方、妊婦などの駐車スペースは、エントランスからの移動距離や車両間隔に配慮した計画とします。

## 2-2 利用しやすい窓口機能

### 庁舎整備(改修)の方向

#### 1. 負担軽減に配慮し、手続きの円滑化により利用しやすい窓口フロアとします

- 窓口部門を利便性の良い低層階に集約し、短い移動距離で済ませられるような窓口環境を整備します。
- 見やすく分かりやすい案内板の設置や、ワンストップサービスを推進し、来庁者が迷わない窓口案内を行います。~~また、快適な待合環境を確保します。~~
- 窓口はデジタル活用を推進し、利用者目線で使いやすく・簡単・便利な窓口サービスを提供します。
- 行政手続きのオンライン化を推進し、効率化によって生まれるスペースには市民ニーズに即した機能の導入を目指します。

#### 2. 安全安心に配慮します

- カウンターの工夫や個室相談室の設置など、プライバシーに配慮した窓口とします。
- 相談窓口を拡充するなど、困った人が対面で相談しやすい環境を整備します。
- 感染症対策に配慮した窓口とします。



## 2-3 機能的かつ効率的な庁舎機能

### 庁舎整備(改修)の方向

#### 1. 業務効率を高めるオフィス環境を確保します

- ABWの導入も念頭に、関連性の大きい部局を適正に配置するとともに、テレワークの推進やフリーアドレス等により清水庁舎の職員の働き方に合ったオフィスレイアウトとします。
- 会議室や打合せスペース等を共用化し、稼働率の高い効率的な諸室配置とします。
- 機密レベルに応じた空間区分、書類管理など、セキュリティ面にも配慮します。

#### 2. 効率的に機能し続ける庁舎とします

- 市民ニーズの変化や非常事態等に柔軟に対応するため、各階のレイアウトを同一化するなどレイアウト変更がしやすい可変性のあるオフィス環境とします。
- ICTの進展に対応したスマートビルとします。
- 感染症に配慮したレイアウトや設備を導入します。
- 設備・機器の更新により、静岡市地球温暖化対策実行計画で掲げる温室効果ガス削減目標：「51%削減」(対2013年度比)の達成に貢献します。

## 3-1 防災対策からみた清水庁舎の役割

## 防災対策からみた清水庁舎の機能と役割

## 災害時の防災拠点としての庁舎機能（耐震性能など）の確保

- 最大クラスの地震や津波に耐えられる建物（耐震性能ランクをⅠaとする）
- 災害後も防災拠点として業務継続が可能
- 民生支援（災害救助法適用後の罹災証明・各種支援など）で、中心的な役割を果たす

## 緊急避難場所としての役割

- 災害発生時、**発災直後から業務継続できるようにするだけでなく、特に津波発生時には、緊急避難場所としての役割を担う（現清水庁舎は浜田地区の津波避難ビルの一つに指定）**



## &lt; 災害発生時の清水庁舎の機能と役割 &gt;

## 1 災害時の基本的な庁舎の役割

- 清水区災害対策本部の設置
- 庁舎業務を継続させる
- 応急活動、応急復旧活動を行うためのヘッドクォーター機能

## 2 災害発生後の時系列に応じた役割の変化

## [発災直後]

建物の機能を継続させる

- 耐震対策
- 津波対策
- 浸水対策
- ライフラインの途絶対策



## [緊急避難]

緊急避難機能を提供する

- 津波避難ビル
- 緊急避難スペース
- 視認しやすい階段



## 3-2 防災拠点として必要な導入機能

### 庁舎整備(改修)の方向

#### 1. 耐震性能を有した庁舎とします

- 最適な工法を選択し、本市の耐震計画を満たした地震に耐えうる庁舎とします。
- 非構造部材や建築設備の耐震対策に配慮し、地震発生後も津波避難ビルとしての機能と、応急活動、応急復旧活動を行うためのヘッドクォーター機能を確保できる庁舎とします。

#### 2. 対津波性能を有した庁舎とします

- 官庁施設の対津波計画基準を満たした津波に耐えうる庁舎とします。
- 重要機能を気密室内や中層階以上に配置し、災害時の基本的な庁舎の役割を果たします。

#### 3. 周辺滞留者の生命を守る津波避難ビルとします

- 構造安全性を有し、津波発生時に周辺滞留者を受け入れ、市民の生命を守ります。
- 周辺滞留者を受け入れやすい機能をもった庁舎とします。

#### 4. 区災害対策本部機能を確保します

- 区民の生命と財産を守るため、指揮命令に必要な区災害対策本部室を中層階に確保します。
- 非常時優先業務を早期に直ちに実行できる業務環境を確保するための対策を行います。
- 非常用電源装置の設置、燃料の備蓄など、電気・燃料・水等のライフラインが途絶した場合にも、バックアップ機能を有する庁舎と対策に配慮します。

## 4 人と人をつなげる機能

### 庁舎整備(改修)の方向

#### 1. 市民の交流・活動の場を設けます

- 庁舎内の会議室は、市民活動にも利用できるようにします。
- 行政情報や市民活動情報を確認できる情報コーナーを設けます。
- 人々が集まるスペースにおいて、障がいのある方も参入できる喫茶・売店などの運営の場を設けます。

#### 2. 「清水」を感じさせる情報発信拠点とします

- 観光案内コーナー・掲示板等、清水の魅力や「イマが旬」なお知らせを情報発信する場を設けます。
- ~~富士山や港を楽しみながら情報交換や打合せができるスペースを設けます。~~
- ~~お茶の香りが漂うような清水の食文化を感じられる施設とします。~~

#### 3. 「清水はいいねえ。」と思える空間づくりをします

- 市民が気軽に立ち寄り、くつろげる庁舎とします。
- 市民の生活に寄り添った明るい空間づくりをします。

#### 【前回から削除した内容】

- ~~待合スペースは、ギャラリーや市民ホールなど多用途に活用します。~~
- ~~まちなかの空きスペースを活用して打合せスペースなどの庁舎機能を外に置くことで、市民との協働の場を設けます。~~

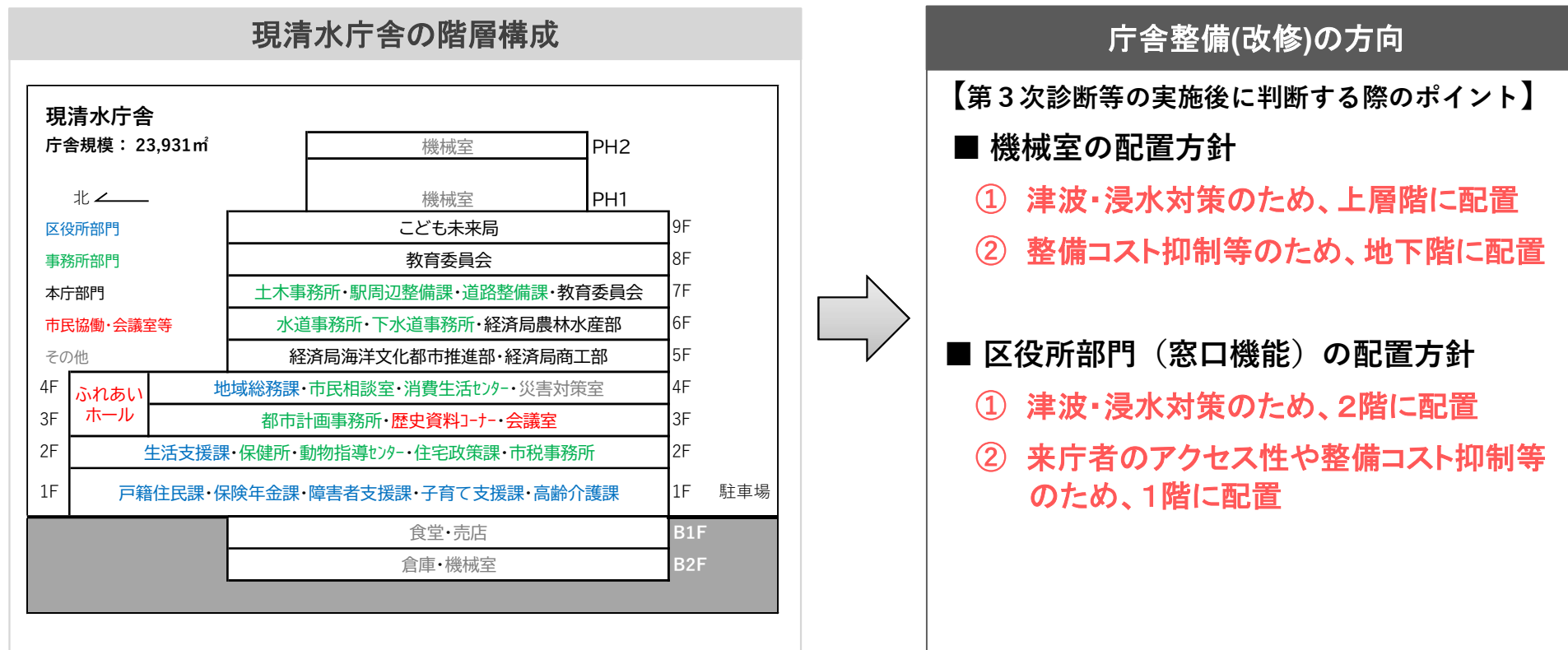
---

## 資料 4 : 議事資料

### 3 (2) 階層構成・事業手法に関する想定

# 1 階層構成の議論のポイント

改修後の清水庁舎に必要な機能・性能の確保の観点から、庁舎整備(改修)の方向を検討する



※ 詳細は令和5年度に行う第3次診断等の結果を踏まえて決定する

※ 導入機能や機械室・区役所部門の配置方針に合わせて、新しい階層構成・平面計画を設定する

## 2 地下2階の機械設備と、津波浸水による防災機能に与える影響

- ・災害発生時には、清水区災害対策本部を置き、応急活動、応急復旧活動を行うためのヘッドクォーター機能を確保する必要がある。
- ・そのため、災害発生直後3日程度は、4階にある非常用自家発電機にて、廊下等にある非常用照明や通信機器等の電源を確保することを想定している。
- ・その後、ヘッドクォーター機能を継続的に担うために最低限必要となる、庁舎のハードとしての機能を念頭に、現在地下に設置されている機械設備が機能不全に陥った場合の影響を以下に整理した。
- ・第3次診断後、以下の影響とコストや技術的制限を踏まえ、設備改修の方法を総合的に判断していく。

設備名	津波浸水による影響	上階への移設や水密扉以外の対策方法
空調設備 (冷温水発生機、IAH「リング」ユニット、蓄熱槽、送水ポンプ)	全館において空調設備の使用が不可(個別空調箇所を除く)	完全個別空調化を実施することで、地下の空調設備を取りやめることができる。 また部分的な個別空調化により地下の空調設備で賄う範囲を狭めることで小型化ができ、設置場所の選択肢を増やせる可能性がある。
空調設備に給電する電気設備		
受水槽 (高架水槽への送水ポンプを含む)	受水槽から高架水槽(容量30m <sup>3</sup> )へ送水できず、高架水槽内の水を使い切った時点で断水となる。	その他の対策は難しい。
消防設備 (消防用水槽、ポンプ類)	消防設備(スプリンクラー設備、泡消火設備等)の使用不可	その他の対策は難しい。

その他…全館において、エレベーターの使用不可

## 3-1 区役所部門（窓口機能）の配置方針（案1）【2階へ配置】

### 区役所部門（窓口機能）の配置

- **（案1）来庁者および区役所部門の津波・浸水対策のため、2階に配置する**  
（想定される留意点）
  - ・現状1階に配置されている区役所部門を2階に配置するための階層構成や諸室配置の見直しが必要。
  - ・現庁舎からの大きな階層変更となるため、諸室の改変や什器備品の整備による整備コストが増加。
  - ・区役所部門は来課人数も多いため、市民の利便性を損なわない動線計画（エスカレーター、エレベーター、階段の拡充など）が必要であり、そのための整備コストが増加。

#### <区役所部門を2階に配置することによる、津波・浸水対策以外のメリット>

- ・1階に協働・交流スペース等を設けることで、まちづくり拠点としての庁舎の役割を向上。

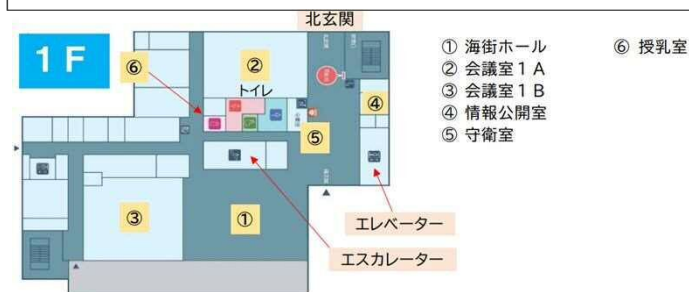
#### ■ 1階への配置が想定される機能例

- ・ 会議室や展示スペース
- ・ 売店・カフェ・食堂、休憩スペース
- ・ 学習スペース、協働・交流スペース
- ・ 観光案内など情報発信コーナー
- ・ 民間事業者へのテナント貸し

※ワクチン接種会場や期日前投票所の設置など、様々な利用シーンに応じられる「可変性」の確保にもつなげやすい

#### ■ 1階に執務室等がない市役所庁舎の例(配置機能/新築時)

横浜市(展示スペース、市民協働スペース)、焼津市(下図参照)、水俣市(売店、多目的室)、津久見市(ピロティ、交流スペース)



例：焼津市役所 1階フロアマップ（出所：焼津市HPより）



## 3-2 区役所部門（窓口機能）の配置方針（案2）【1階へ配置】

### 区役所部門（窓口機能）の配置

- **（案2）来庁者のアクセス性や整備コストの抑制のため、現庁舎同様1階に配置する**

（想定される留意点）

- 津波発生時における 1階の来庁者および職員の安全（津波からの円滑な避難）を確保するための避難計画に加え、1階が浸水した場合の 区役所部門の業務継続の手段や対策を考える必要がある（例：清水庁舎被災時は他の公共施設を活用する、行政手続きのオンライン化や書類の電子化等により窓口への来庁者数や区役所部門に必要な面積を減らしておく等）。

#### ■津波発生時の避難計画（対策）

- 1) 3階以上への避難誘導および安全確認
- 通路の分岐点、階段付近、放送による呼びかけや取り残された人の確認
  - 要介助者および負傷者の介助
- 2) 重要物品の持ち出し
  - 3) 警備員による対応
- 各入口の開放、防潮板閉鎖
- 4) 中央監視員による対応
- 設備状況確認、浸水フロアの電源遮断

#### ■区役所部門の業務継続計画（対策）

- 市民の申請情報等はシステムのサーバーが清水庁舎外にあるため、津波の被災による入力済みデータへの影響はない
- 過去書類等は順次電子化を進める

#### ■行政手続きのオンライン化の見込み

「静岡市デジタル推進プラン」では、「2030年の目指す姿」として「オンラインで完結する行政サービスの実現」を掲げており、効果が高い手続から順次、電子申請によるオンライン化を図っていく

## 4 事業手法の概要と特徴

第3次診断等の結果を踏まえた具体的な整備内容を決定後、実際の庁舎整備(改修)にあたって、どのような手続きで実施するのか、適切な整備手法(事業手法)の検討が求められる。

庁舎整備事業(庁舎の設計・建設・管理運営)において想定される事業手法は次のとおり：

事業手法	概要	実施主体				導入事例(新築のみ)
		資金負担	設計建設	管理運営	施設所有	
従来方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計事務所による設計業務完了後、建設会社に建設業務を仕様発注し、建設会社が建設業務を実施する(設計・建設業務の分離発注)。</li> <li>市が基金・一般財源・起債等によって、設計・建設費を調達して設計事務所、建設会社に支払う。</li> <li>施設の完成後、維持管理会社等に維持管理業務(修繕、設備保守清掃、警備等)を業務ごとに委託する(維持管理業務の分離発注)。</li> </ul>	市	市	市	市	・焼津市 他多数
DB方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設会社等に設計・建設業務を一括して性能発注し、建設会社等が設計・建設業務を実施する。</li> <li>市が基金・一般財源・起債等によって、設計・建設費を調達して建設会社等に支払う。</li> <li>施設の完成後、維持管理会社等に維持管理業務(修繕、設備保守清掃、警備等)を業務ごとに委託する(維持管理業務の分離発注)。</li> </ul>	市	民間	市	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市</li> <li>・名古屋市中村区</li> </ul>
PFI方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者(事業を実施する特別目的会社)に資金調達・設計・建設・維持管理業務を一括して性能発注し、民間事業者が各業務を実施する。</li> <li>設計・建設費の調達は、全額を民間資金で調達する場合、基金等と民間資金で調達する場合がある。</li> <li>施設を市が所有する場合(BTO方式)と民間事業者が所有する場合(BOT方式)がある。</li> </ul>	市	民間	民間	市/民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市大宮区</li> <li>・大阪府東大阪市</li> </ul>
リース方式 (セル&リースパック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者(リース会社)に資金調達・設計・建設・維持管理業務を一括して性能発注し、民間事業者が各業務を実施し、施設を所有し、市にリース(建物賃貸借)する。</li> <li>リース期間終了後、施設の所有権を市へ移転する場合と施設を解体撤去する場合がある(市へ移転するケースが多い)。</li> </ul>	民間(※)	民間	民間	民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県高浜市</li> <li>・沖縄県座間味村</li> </ul>

(※) 資金負担は民間が行い、その後、市がリース料を民間に支払う

- ・DB方式 : Design Build (デザイン・ビルド) 方式の略。設計・施工一括発注方式ともいう。
- ・PFI方式 : Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ) 方式の略。

⇒ 想定される事業手法について、財政負担の平準化、設計・建設費の縮減の可能性、効率的な施設整備(適切な工法の検討)、早期の事業化、工期短縮の可能性など、複数の観点から本事業への適性を検討し、事業手法を設定する。

---

## 資料 5 : 議事資料

### 3 (3) 清水庁舎改修の基準となる考え方 (公表イメージ)

---

## 清水庁舎改修の基準となる考え方

## 目次

## はじめに

## 1. 改修後の清水庁舎への導入機能

## 1-1-1 ユニバーサルデザイン

## 1-1-2 利用しやすい窓口機能

## 1-1-3 機能的かつ効率的な庁舎機能

## 1-2-1 防災対策からみた清水庁舎の役割

## 1-2-2 防災拠点として必要な導入機能

## 1-3 人と人をつなげる機能

## 2. 階層構成の考え方

## 2-1 階層構成のポイント

## 2-2 地下2階の機械設備と、津波浸水による防災機能に与える影響

## 2-3 区役所部門（窓口機能）の配置方針（案1）【2階へ配置】

## 2-4 区役所部門（窓口機能）の配置方針（案2）【1階へ配置】

## 3. 事業手法の概要と特徴

## はじめに

清水庁舎整備事業は令和2年5月、コロナ禍の影響を受け、事業を一時停止した。市では令和3年度に、ポストコロナ時代に求められる清水庁舎について調査結果を公表し、令和4年度には有識者や市民委員による「清水庁舎整備検討委員会」を設置し、事業の見直しを行った。

事業の一時停止後、庁舎の移転先である清水駅東口公園の一部には桜ヶ丘病院の移転が決まり、庁舎建設可能面積が大幅に縮小し、当初予定していた江尻エリアで改めて調査を行ったが、現時点で、交通状況や駐車場の確保等に課題を有し、早急な整備が必要な清水庁舎建設のための適切な用地は同エリアには見つからなかった。さらに、JR清水駅東口周辺では現在、「新清水庁舎建設基本構想」で想定していなかった賑わいづくりや都市基盤整備の可能性が生じていることから、「清水庁舎整備検討委員会」では清水庁舎は一旦、現庁舎が抱える耐震性や設備の劣化等の喫緊の課題に対応する改修を行って引続き使用することとし、将来、より良い条件で新しい庁舎の整備を目指していくという考え【令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）（案）】をとりまとめ、パブリックコメントを実施し、令和5年2月に市へ報告を行った。

それを受けて、市は「令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）」を正式な行政計画として決定した。

清水庁舎の改修にあたっては、今後、より詳細な耐震性能を調べる第3次診断等を行った上で、改修後の耐用年数は20年以上を最低条件とし、清水庁舎に必要な機能・性能を満たす合理的な改修内容を判断して整備する。

令和5年2月に決定した「令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）」は、現清水庁舎を改修するにあたって、必ず実施する項目を取りまとめた計画である一方、今回策定した「清水庁舎改修の基準となる考え方」は、改修の詳細を決める際に、その指針となる考え方を「清水庁舎整備検討委員会」で取りまとめたものとなる。

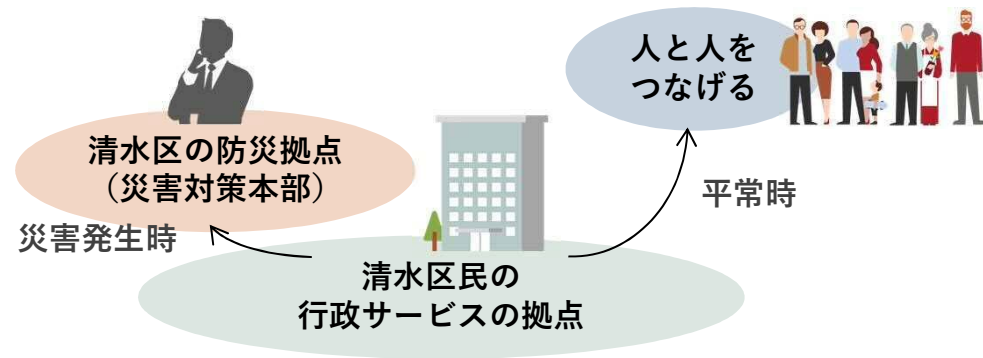
**静岡市では、今後、「令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）」に基づき第3次診断等を行い、その結果を踏まえ、「清水庁舎改修の基準となる考え方」に拠って合理的な改修内容を決定していく。**

---

## 1 改修後の清水庁舎への導入機能

# 1 改修後の清水庁舎への導入機能

- 改修後の清水庁舎は、清水区民の行政サービスの拠点として、来庁者にとっても職員にとっても快適な庁舎として機能するとともに、地域の憩いの場としても使用される。
- 災害発生時には、周辺地域の「津波避難ビル」としての役割を果たすとともに区の災害対策本部として清水区の防災拠点となる。



	導入機能	導入方針	庁舎整備（改修）のポイント：優先課題
行政サービス	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ユニバーサルデザインに配慮にします</li> <li>■誰もが不便なく利用できる諸室を目指します</li> <li>■誰もが利用しやすい駐車場環境に配慮します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■整備コストの抑制を念頭に、特に利用者の多い窓口フロア等において、ユニバーサルデザインや多様な人々の利用しやすさに最大限の配慮を行う</li> </ul>
	利用しやすい窓口機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手続きの円滑化により、利用しやすい窓口フロアとします</li> <li>■安全安心に配慮します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■行政サービスのデジタル化と市民ニーズの変化、それに応じた庁舎の役割の変化（手続きのための場所から相談・交流へ）から、市民が快適かつ安心して利用できる窓口フロアへ更新する</li> </ul>
	機能的かつ効率的な庁舎機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務効率を高めるオフィス環境を確保します</li> <li>■効率的に機能し続ける庁舎とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■清水庁舎の職員が快適かつ効率的に働ける環境へ更新する（老朽化した設備等の更新を最優先）</li> </ul>
防災	災害に強い建物構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>■耐震性能を有した庁舎とします</li> <li>■対津波性能を有した庁舎とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害時の防災拠点としての庁舎機能（耐震性能など）の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大クラスの地震や津波に耐えられる建物(耐震性能ランクをI a)</li> <li>・災害後も防災拠点として業務継続が可能</li> <li>・民生支援（災害救助法適用後の罹災証明・各種支援など）で、中心的な役割を果たせる</li> </ul> </li> </ul>
	災害時の業務継続機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■区災害対策本部機能を確保します</li> </ul>	
まちづくり	周辺滞留者の生命を守る緊急避難機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺滞留者の生命を守る津波避難ビルとします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■津波避難ビルとしての役割を果たす機能を確保する</li> </ul>
	人と人をつなげる機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民の交流・活動の場を設けます</li> <li>■「清水」を感じさせる情報発信拠点とします</li> <li>■「清水はいいねえ。」と思える空間づくりをします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■余剰スペースを活用して、市民利用のための会議室や多目的スペース等を積極的に導入する</li> </ul>



## 1-1-1 ユニバーサルデザイン

### 庁舎整備(改修)の方向

#### 1. ユニバーサルデザインに配慮します

- バリアフリーに配慮し、障がいのある方、高齢者、お子様連れの方など、誰もが移動しやすい環境を目指します。
- 「多言語表記」、「ピクトグラム（絵文字）」、「色での誘導」、「大きく見やすい案内板」など、わかりやすいサイン計画とします。
- ベビーカー利用者や車いす利用者等、誰もが利用しやすい環境を目指します。

#### 2. 誰もが不便なく利用できる諸室を目指します

- 窓口業務のあるフロアには原則として多目的トイレ、授乳室、キッズコーナー等を整備配置し、快適な庁舎環境を確保します。
- 多様性に配慮し、様々な人々が心地よく利用できる設備環境を目指します。

#### 3. 誰もが利用しやすい駐車場環境に配慮します

- 車いす利用者や歩行困難な方、妊婦などの駐車スペースは、エントランスからの移動距離や車両間隔に配慮した計画とします。

## 1-1-2 利用しやすい窓口機能

### 庁舎整備(改修)の方向

#### 1. 手続きの円滑化により利用しやすい窓口フロアとします

- 窓口部門を利便性の良い低層階に集約し、短い移動距離で済ませられるような窓口環境を整備します。
- 見やすく分かりやすい案内板の設置や、ワンストップサービスを推進し、来庁者が迷わない窓口案内を行います。
- 窓口はデジタル活用を推進し、利用者目線で使いやすく・簡単・便利な窓口サービスを提供します。
- 行政手続きのオンライン化を推進し、効率化によって生まれるスペースには市民ニーズに即した機能の導入を目指します。

#### 2. 安全安心に配慮します

- カウンターの工夫や個室相談室の設置など、プライバシーに配慮した窓口とします。
- 相談窓口を拡充するなど、困った人が対面で相談しやすい環境を整備します。
- 感染症対策に配慮した窓口とします。

## 1-1-3 機能的かつ効率的な庁舎機能

### 庁舎整備(改修)の方向

#### 1. 業務効率を高めるオフィス環境を確保します

- ABWの導入も念頭に、関連性の大きい部局を適正に配置するとともに、テレワークの推進やフリーアドレス等により清水庁舎の職員の働き方に合ったオフィスレイアウトとします。
- 会議室や打合せスペース等を共用化し、稼働率の高い効率的な諸室配置とします。
- 機密レベルに応じた空間区分、書類管理など、セキュリティ面にも配慮します。

#### 2. 効率的に機能し続ける庁舎とします

- 市民ニーズの変化や非常事態等に柔軟に対応するため、各階のレイアウトを同一化するなどレイアウト変更がしやすい可変性のあるオフィス環境とします。
- ICTの進展に対応したスマートビルとします。
- 感染症に配慮したレイアウトや設備を導入します。
- 設備・機器の更新により、静岡市地球温暖化対策実行計画で掲げる温室効果ガス削減目標：「51%削減」(対2013年度比)の達成に貢献します。

## 1-2-1 防災対策からみた清水庁舎の役割

## 防災対策からみた清水庁舎の機能と役割

## 災害時の防災拠点としての庁舎機能（耐震性能など）の確保

- 最大クラスの地震や津波に耐えられる建物（耐震性能ランクをⅠaとする）
- 災害後も防災拠点として業務継続が可能
- 民生支援（災害救助法適用後の罹災証明・各種支援など）で、中心的な役割を果たす

## 緊急避難場所としての役割

- 災害発生時、特に津波発生時には、緊急避難場所としての役割を担う（現清水庁舎は浜田地区の津波避難ビルの一つに指定）



## &lt; 災害発生時の清水庁舎の機能と役割 &gt;

## 1 災害時の基本的な庁舎の役割

- 清水区災害対策本部の設置
- 応急活動、応急復旧活動を行うためのヘッドクォーター機能

## 2 災害発生後の時系列に応じた役割の変化

## [発災直後]

建物の機能を継続させる

- 耐震対策
- 津波対策
- 浸水対策
- ライフラインの途絶対策



## [緊急避難]

緊急避難機能を提供する

- 津波避難ビル
- 緊急避難スペース
- 視認しやすい階段



## 1-2-2 防災拠点として必要な導入機能

### 庁舎整備(改修)の方向

#### 1. 耐震性能を有した庁舎とします

- 最適な工法を選択し、本市の耐震計画を満たした地震に耐えうる庁舎とします。
- 非構造部材や建築設備の耐震対策に配慮し、地震発生後も津波避難ビルとしての機能と、応急活動、応急復旧活動を行うためのヘッドクォーター機能を確保できる庁舎とします。

#### 2. 対津波性能を有した庁舎とします

- 官庁施設の対津波計画基準を満たした津波に耐えうる庁舎とします。
- 重要機能を気密室内や中層階以上に配置し、災害時の基本的な庁舎の役割を果たします。

#### 3. 周辺滞留者の生命を守る津波避難ビルとします

- 構造安全性を有し、津波発生時に周辺滞留者を受け入れ、市民の生命を守ります。
- 周辺滞留者を受け入れやすい機能をもった庁舎とします。

#### 4. 区災害対策本部機能を確保します

- 区民の生命と財産を守るため、指揮命令に必要な区災害対策本部室を中層階に確保します。
- 非常時優先業務を直ちに実行できる業務環境を確保するための対策を行います。
- 非常用電源装置の設置、燃料の備蓄など、電気・燃料・水等のライフラインの途絶対策に配慮

## 1-3 人と人をつなげる機能

### 庁舎整備(改修)の方向

#### 1. 市民の交流・活動の場を設けます

- 庁舎内の会議室は、市民活動にも利用できるようにします。
- 行政情報や市民活動情報を確認できる情報コーナーを設けます。
- 人々が集まるスペースにおいて、障がいのある方も参入できる喫茶・売店などの運営の場を設けます。

#### 2. 「清水」を感じさせる情報発信拠点とします

- 観光案内コーナー・掲示板等、清水の魅力を情報発信する場を設けます。

#### 3. 「清水はいいねえ。」と思える空間づくりをします

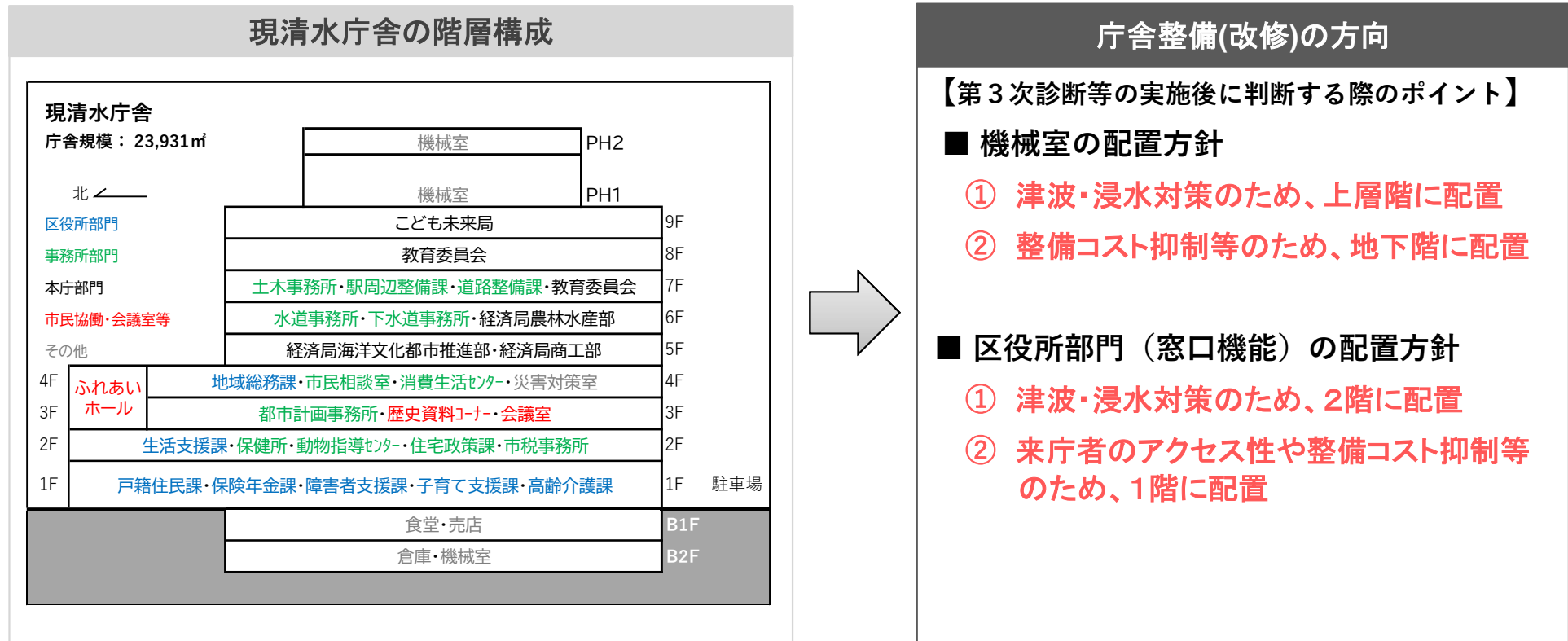
- 市民が気軽に立ち寄り、くつろげる庁舎とします。
- 市民の生活に寄り添った明るい空間づくりをします。

---

## 2 階層構成の考え方

## 2-1 階層構成のポイント

改修後の清水庁舎に必要な機能・性能の確保の観点から、庁舎整備(改修)の方向を検討する



※ 詳細は令和5年度に行う第3次診断等の結果を踏まえて決定する

※ 導入機能や機械室・区役所部門の配置方針に合わせて、新しい階層構成・平面計画を設定する



## 2-2 地下2階の機械設備と、津波浸水による防災機能に与える影響

- ・災害発生時には、清水区災害対策本部を置き、応急活動、応急復旧活動を行うためのヘッドクォーター機能を確保する必要がある。
- ・そのため、災害発生直後3日程度は、4階にある非常用自家発電機にて、廊下等にある非常用照明や通信機器等の電源を確保することを想定している。
- ・その後、ヘッドクォーター機能を継続的に担うために最低限必要となる、庁舎のハードとしての機能を念頭に、現在地下に設置されている機械設備が機能不全に陥った場合の影響を以下に整理した。
- ・第3次診断後、以下の影響とコストや技術的制限を踏まえ、設備改修の方法を総合的に判断していく。

設備名	津波浸水による影響	上階への移設や水密扉以外の対策方法
空調設備 (冷温水発生機、I/Fホトリックユニット、蓄熱槽、送水ポンプ)	全館において空調設備の使用が不可(個別空調箇所を除く)	完全個別空調化を実施することで、地下の空調設備を取りやめることができる。 また部分的な個別空調化により地下の空調設備で賄う範囲を狭めることで小型化ができ、設置場所の選択肢を増やせる可能性がある。
空調設備に給電する電気設備		
受水槽 (高架水槽への送水ポンプを含む)	受水槽から高架水槽(容量30m <sup>3</sup> )へ送水できず、高架水槽内の水を使い切った時点で断水となる。	その他の対策は難しい。
消防設備 (消防用水槽、ポンプ類)	消防設備(スプリンクラー設備、泡消火設備等)の使用不可	その他の対策は難しい。

その他…全館において、エレベーターの使用不可

## 2-3 区役所部門（窓口機能）の配置方針（案1）【2階へ配置】

### 区役所部門（窓口機能）の配置

- **(案1) 来庁者および区役所部門の津波・浸水対策のため、2階に配置する**  
(想定される留意点)
  - ・現状1階に配置されている区役所部門を2階に配置するための階層構成や諸室配置の見直しが必要。
  - ・現庁舎からの大きな階層変更となるため、諸室の改変や什器備品の整備による整備コストが増加。
  - ・区役所部門は来課人数も多いため、市民の利便性を損なわない動線計画（エスカレーター、エレベーター、階段の拡充など）が必要であり、そのための整備コストが増加。

#### <区役所部門を2階に配置することによる、津波・浸水対策以外のメリット>

- ・1階に協働・交流スペース等を設けることで、まちづくり拠点としての庁舎の役割を向上。

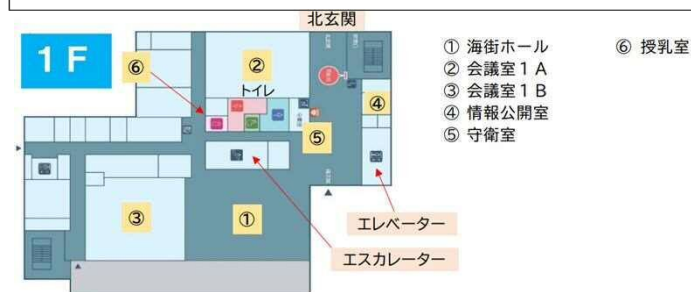
#### ■ 1階への配置が想定される機能例

- ・ 会議室や展示スペース
- ・ 売店・カフェ・食堂、休憩スペース
- ・ 学習スペース、協働・交流スペース
- ・ 観光案内など情報発信コーナー
- ・ 民間事業者へのテナント貸し

※ワクチン接種会場や期日前投票所の設置など、様々な利用シーンに応じられる「可変性」の確保にもつなげやすい

#### ■ 1階に執務室等がない市役所庁舎の例(配置機能/新築時)

横浜市(展示スペース、市民協働スペース)、焼津市(下図参照)、水俣市(売店、多目的室)、津久見市(ピロティ、交流スペース)



例：焼津市役所 1階フロアマップ（出所：焼津市HPより）

## 2-4 区役所部門（窓口機能）の配置方針（案2）【1階へ配置】

### 区役所部門（窓口機能）の配置

- (案2)来庁者のアクセス性や整備コストの抑制のため、現庁舎同様1階に配置する

(想定される留意点)

- ・津波発生時における1階の来庁者および職員の安全（津波からの円滑な避難）を確保するための避難計画に加え、1階が浸水した場合の区役所部門の業務継続の手段や対策を考える必要がある（例：清水庁舎被災時は他の公共施設を活用する、行政手続きのオンライン化や書類の電子化等により窓口への来庁者数や区役所部門に必要な面積を減らしておく等）。

#### ■津波発生時の避難計画（対策）

- (1) 3階以上への避難誘導および安全確認
  - ・ 通路の分岐点、階段付近、放送による呼びかけや取り残された人の確認
  - ・ 要介助者および負傷者の介助
- (2) 重要物品の持ち出し
- (3) 警備員による対応
  - ・ 各入口の開放、防潮板閉鎖
- (4) 中央監視員による対応
  - ・ 設備状況確認、浸水フロアの電源遮断

#### ■区役所部門の業務継続計画（対策）

- ・ 市民の申請情報等はシステムのサーバーが清水庁舎外にあるため、津波の被災による入力済みデータへの影響はない
- ・ 過去書類等は順次電子化を進める

#### ■行政手続きのオンライン化の見込み

「静岡市デジタル推進プラン」では、「2030年の目指す姿」として「オンラインで完結する行政サービスの実現」を掲げており、効果が高い手続から順次、電子申請によるオンライン化を図っていく

---

### 3 事業手法の概要と特徴

### 3 事業手法の概要と特徴

第3次診断等の結果を踏まえた具体的な整備内容を決定後、実際の庁舎整備(改修)にあたって、どのような手続きで実施するのか、適切な整備手法(事業手法)の検討が求められる。

庁舎整備事業(庁舎の設計・建設・管理運営)において想定される事業手法は次のとおり：

事業手法	概要	実施主体				導入事例(新築のみ)
		資金負担	設計建設	管理運営	施設所有	
従来方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計事務所による設計業務完了後、建設会社に建設業務を仕様発注し、建設会社が建設業務を実施する(設計・建設業務の分離発注)。</li> <li>市が基金・一般財源・起債等によって、設計・建設費を調達して設計事務所、建設会社に支払う。</li> <li>施設の完成後、維持管理会社等に維持管理業務(修繕、設備保守清掃、警備等)を業務ごとに委託する(維持管理業務の分離発注)。</li> </ul>	市	市	市	市	・焼津市 他多数
DB方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設会社等に設計・建設業務を一括して性能発注し、建設会社等が設計・建設業務を実施する。</li> <li>市が基金・一般財源・起債等によって、設計・建設費を調達して建設会社等に支払う。</li> <li>施設の完成後、維持管理会社等に維持管理業務(修繕、設備保守清掃、警備等)を業務ごとに委託する(維持管理業務の分離発注)。</li> </ul>	市	民間	市	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市</li> <li>・名古屋市中村区</li> </ul>
PFI方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者(事業を実施する特別目的会社)に資金調達・設計・建設・維持管理業務を一括して性能発注し、民間事業者が各業務を実施する。</li> <li>設計・建設費の調達は、全額を民間資金で調達する場合、基金等と民間資金で調達する場合がある。</li> <li>施設を市が所有する場合(BTO方式)と民間事業者が所有する場合(BOT方式)がある。</li> </ul>	市	民間	民間	市/民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市大宮区</li> <li>・大阪府東大阪市</li> </ul>
リース方式 (セル&リースパック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者(リース会社)に資金調達・設計・建設・維持管理業務を一括して性能発注し、民間事業者が各業務を実施し、施設を所有し、市にリース(建物賃貸借)する。</li> <li>リース期間終了後、施設の所有権を市へ移転する場合と施設を解体撤去する場合がある(市へ移転するケースが多い)。</li> </ul>	民間(※)	民間	民間	民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県高浜市</li> <li>・沖縄県座間味村</li> </ul>

(※) 資金負担は民間が行い、その後、市がリース料を民間に支払う

- ・DB方式 : Design Build (デザイン・ビルド) 方式の略。設計・施工一括発注方式ともいう。
- ・PFI方式 : Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ) 方式の略。

⇒ 想定される事業手法について、財政負担の平準化、設計・建設費の縮減の可能性、効率的な施設整備(適切な工法の検討)、早期の事業化、工期短縮の可能性など、複数の観点から本事業への適性を検討し、事業手法を設定する。